

ⅩⅢ 就労系サービスにおける留意事項について

1 就労系サービスにおける暫定支給決定期間内に実施する手続等について

昨年の事業者説明会等で周知しているところですが、暫定支給決定を行う訓練等給付費における追認手続時の留意事項について、改めてお知らせします。手続の趣旨を踏まえ、適切に対応していただきますようお願いいたします。

(1) 追認手続完了までの流れ（別紙フロー図 P. 51 参照）

- ア サービス提供事業者は、指定特定相談支援事業者が実施するモニタリング等の際、評価内容及び追認手続等に必要な書類提出の時期について必ず報告し、情報共有を図ること。特に、サービスの継続利用が適切でないとの評価を行う場合、利用者に対して次のサービス調整等が必要となるため、早めの対応を心がけること。
- イ 指定特定相談支援事業者がアセスメント内容を把握し、今後のマネジメントの総合的な判断材料とするため、サービス提供事業者は、指定特定相談支援事業者に対し、アセスメント結果等の評価書類を追認手続の要否に関わらず提出すること。
- ウ 指定特定相談支援事業者は、モニタリング等の実施時に、暫定支給決定期間中の支援内容及び評価結果について積極的に情報収集し、必要に応じた調整ができるよう、準備し、適切な対応をとること。

(2) 手続実施時の留意事項

事後対応を理由とする利用者の不利益や無用のトラブルが発生することを避けるため、サービス提供事業者は、上記の点を踏まえ、別紙フロー図の流れに沿って、期限までに適切な支援を実施し、事務処理を行ってください。

また、指定特定相談支援事業者は、暫定支給決定期間後のサービス利用のあり方を把握し、暫定支給決定期間内に適切な調整を実施するため、適切にモニタリング等の事務を実施し、サービス提供事業者との情報共有を行ってください。

(3) 追認手続依頼時に提出する書類

- ア 個別支援計画書（暫定支給決定期間の支援内容について）
- イ 個別支援計画に基づく支援実績
- ウ 利用者の就労アセスメント結果（指定様式） ※支援結果に基づくもの
- エ 計画に基づく評価結果（当該サービス利用の適否を明記すること）

(4) 提出期限及び提出先

暫定支給決定期間満了の10日前までに、障害福祉課及び指定特定相談支援事業者に提出してください。

2 標準利用期間が設定された訓練等給付費の利用期間について

訓練等給付費のうち、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練及び就労移行支援については、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されています。

サービス種別	標準利用期間	備考
自立訓練(機能訓練)	1年6ヶ月間	
自立訓練(生活訓練)	2年間	長期入院または施設入所者等は3年間
宿泊型自立訓練	2年間	長期入院または施設入所者等は3年間
就労移行支援	2年間	あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は3年間または5年間

標準利用期間内に当該サービスを終了し、利用者を就労または地域での自立生活に繋げることが原則とされています。なお、標準利用期間を超えて、やむを得ない事由により当該サービスを延長して利用する必要がある場合、必要書類を市に提出して必要性が認められた場合に限り、審査会の個別審査を経て最大12ヶ月の更新決定（1回のみ）ができます。標準利用期間を超えたサービス利用を希望する場合について、留意事項を下記の通りとしますので、手続の趣旨を踏まえ、適切に対応していただきますようお願いいたします。

標準利用期間を超えて支給決定を希望する場合の留意事項

(1) 利用期間の延長が必要と認められる判断基準（特に重要なものは太字）

ア 利用者が当該サービスの利用延長を希望しているか。

イ これまでの支援内容（標準利用期間当初～現在）が適切なものと認められるか。

（ア）訓練の参加状況から、支援内容、頻度等が適切であったと判断できるか。

（イ）訓練の進行状況から、利用者の意欲やステップアップが適切と判断できるか。

（ウ）利用者の段階に応じた支援計画がその都度策定され、適切な支援が実施されたか。

（エ）関係機関や企業等の連携が適切に行われているか。

（オ）今後の具体的な見通し（就労移行支援の場合、トライアル雇用中など）があるか。

ウ 標準利用期間内に支援が完了しなかった真にやむを得ない理由があるか。

エ 今後の支援の結果、利用者が目標を達成できる具体的な展望があるか。

(2) 更新決定までの流れ（別紙フロー図 P. 52 参照）

ア 指定特定相談支援事業者と更新の必要性を検討した上、姫路市と事前協議。

イ 事前協議の結果更新対象と想定された者について、必要書類を姫路市に提出。

ウ 姫路市は提出書類を確認し、要件に合致しているかを確認。

エ 要件に合致している場合、障害認定審査会に付議し、適否等を判断。

オ 要件に合致していない場合、サービス提供事業者及び指定特定相談支援事業者に通知し、他サービス利用を検討する等、サービス等利用計画案の見直し、利用調整を促す。

カ エで更新対象になった者について、姫路市は更新決定をする旨サービス提供事業者及び指定特定相談支援事業者に通知する。

キ エで更新対象とならなかった場合、オ同様。

ク 更新対象となった者について、指定特定相談支援事業者はサービス等利用計画を作成する等、支給決定に向けた調整を行う。

(3) 標準利用期間の延長を依頼する時に提出する書類

ア 意見書（別添 P. 53 のとおり）

支援内容に基づく評価及びサービス延長が必要な理由は、上記判断基準に沿って、具体的に記載してください。

イ アセスメント内容（直近のもの）

ウ 個別支援計画書（利用期間当初～現在のもの）

エ 利用当初から現在までの支援実績、経過がわかる資料（概要）

就労移行支援事業者は、職場実習等の実習先及び実施機関、ハローワークでの求職登録及び活動履歴等を、事実に基づき具体的に記載してください。

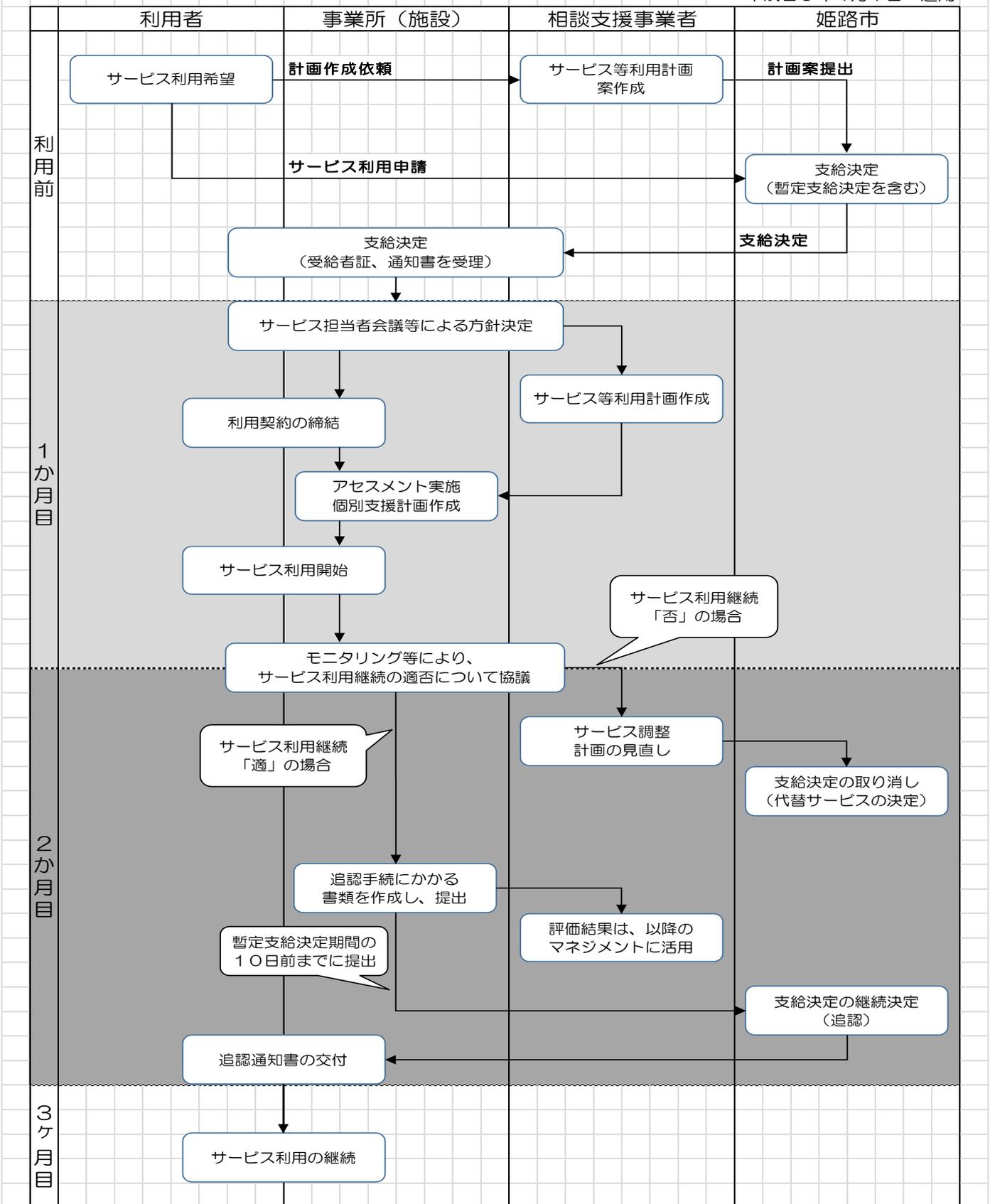
オ 利用期間延長にかかる個別支援計画書（延長が認められた場合の支援内容）

(4) 書類の提出期限及び提出先

事前協議を経て、標準利用期間満了の2カ月前までに障害福祉課に提出してください。

暫定支給決定から本支給決定までの流れ（フロー図）

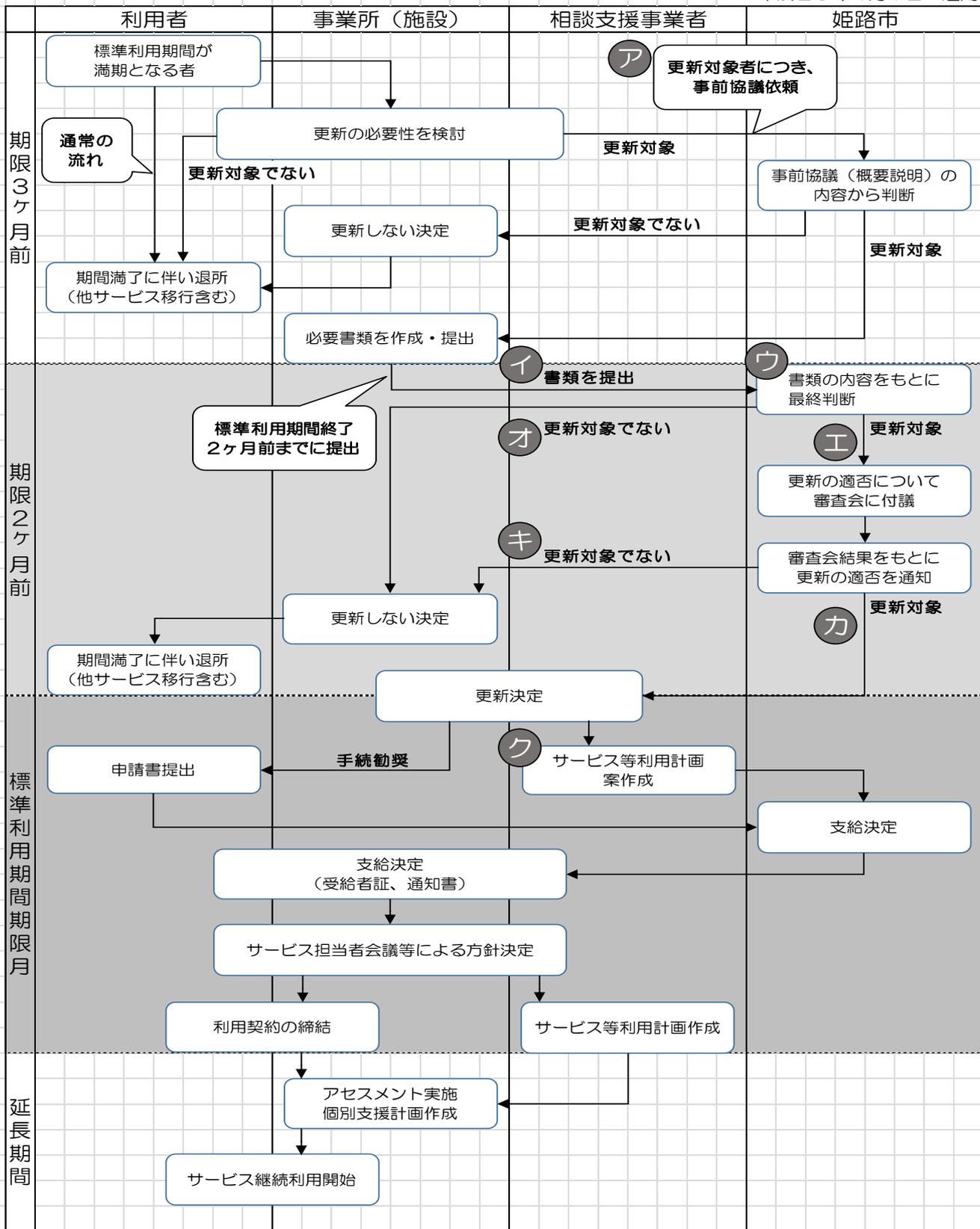
平成29年4月1日 適用



※相談支援事業者は、モニタリング等により方針決定に関与し、進捗を把握すること。

標準利用期間を超える場合の取扱い（フロー図）

平成29年4月1日 適用



※期限1ヶ月前までに期間延長の適否が確定できるよう、事前協議及び書類提出の時期に留意すること。

※相談支援事業者は、モニタリング等により進捗を把握し、サービス利用の方針決定に適切に関与すること。

標準利用期間が設定されているサービスの支給決定更新にかかる意見書(別紙理由書)

住 所
法 人 名
事 業 所 名
記入者氏名

標準利用期間が設定されているサービスの支給決定更新について、現時点では十分な成果が得られていないが改善が見込まれるため、サービスの利用の継続が適当であると以下のとおり関係書類を添えて報告します。

1. 現在の個別支援計画に対する具体的な評価及びサービス延長することが必要な理由

[]

2. 利用期間を延長した場合に提供するサービス内容

[]

3. 2のサービスをうけた場合の具体的な改善効果

[]

※ 添付資料(1~4:様式任意)

- 1. アセスメント内容
- 2. 個別支援計画書(利用開始~現行)
- 3. 個別支援計画に基づく支援実績、経過等がわかる資料
- 4. 更新後の個別支援計画